

多文化主義と法

「グレイゾーン」としての法の可能性について

村岡真夕子

(公法専攻・法政専修コース)

はじめに

第1章 多文化主義論の流れ

- (1) 多文化主義論の起源
- (2) 多文化主義論の歴史的変遷
- (3) 小括 多文化主義の定義

第2章 多文化主義国家の条件

- (1) 一般的な定義
- (2) 法的な観点から見た定義

第3章 実際の事例

- (1) フランス
- (2) アメリカ
- (3) オーストラリア
- (4) カナダ

第4章 多文化主義と法との関連についての考察

- (1) 「多文化主義-法」とは何か
- (2) 法による多文化主義の非政治化：「多文化主義-法」の限界
- (3) 多文化主義論再考
- (4) 多文化主義による法の変質化：「多文化主義-法」の展望

おわりに

はじめに

本稿の研究テーマは、「多文化主義と法」である。そもそも多文化主義とは、差異の政治を起源としてリベラル 共同体主義論争に対し第三の立場として登場した思潮であるが、法との関係では、その最終的理想に差異の恒常化を設定した「目的としての多文化主義」が考察の対象となる。

多文化主義は、差異＝文化的独自性という「異質性」を強調するのに対し、法は国籍に代表されるように「同質性」を標榜する。この観点に立てば、例えば、カナダの多文化主義法のような多文化主義と法との結合は、相反する概念同士の結合である（「多文化主義-法」）。かつて多元社会の理想とされた多文化主義の今日見られる限界は、「多文化主義-法」の抱えるこの矛盾に起因するのではないか（例えば、法の構成員に対する「同質／異質」間の線の引き方についての各当事者の主張の恣意性、また差異と承認を志向した新しい平等概念への転換）。当該研究テーマ設定の動機は、この疑問に由来する。

「多文化主義」と「法」という二つのタームにそれぞれ対応した二つの問題意識、「異質な者同士の平和的共存は可能であるか」と「法とは何であるか」、を念頭に置きながら、本稿では「多文化主義-法」という両概念の深い結合関係／形態を主にポストモダンの観点から批判的に考察してゆこうと、この研究テーマを設定した。ただし本稿の関心は、「多文化主義を志向する法制度の是非について」ではなく、「多文化主義と法との結合に見られる問題点と可能性について」にある。敢えて後者に関心を向けることで、従来の多文化主義論に潜む意識的あるいは無意識的な共通の前提を解明し検討することができると思われるからだ。

本稿では、多文化主義が法との結合により自ら致命的なディレンマに陥っているという問題点（「法による多文化主義の非政治化」）を明らかにした上で、それを踏まえて従来の多文化主義を再構成し、その多文化主義を改めて法と結合させることで今度は「法」の再構成を試みる（「多文化主義による法の変質化」）。これにより、「多文化主義-法」を平等概念の転換に伴う対抗概念同士の単純な結合ではなく、対極的に位置づけられる両概念の相互補完的な結合と捉え直すことで、法が同質志向的な性質を間接的ながら決定的に変革させる可能性を明らかにし、且つその可能性を蓋然性へと転化させる、という本稿の目的を果たしたい。

予測不可能な進展と複雑性を見せる世界で今日、多文化主義と法は共に

その限界が叫ばれている。しかし、本稿では多文化主義と法との結合を通して両者を再構成し、それぞれの新しい側面と可能性を明らかにする。そして、その産物としての「多文化主義-法」こそ、真にこの予測不能の複雑な社会に相応しい法秩序たり得るのではないか。この展望を提示することが、本稿の意義であると述べておく。

第1章 多文化主義論の流れ

多文化主義とは何か。この概念はそれ自身の多様性のために、その定義づけは極めて困難である。この多様性を理解し、その上で多文化主義の定義を詳細に検討するためにも、本章では多文化主義の定義について取りあえず一般的な定義を引用した上で、多文化主義論の起源と議論の歴史を駆け足で紹介し、本稿の議論に即して再定義する。

〔定義〕

「一つの国家ないし社会の内部に、複数の異なる文化¹⁾が共存できるよう集団間の政治的・経済的・社会的な不平等を是正しようとする運動および主張」²⁾

(1) 多文化主義論の起源

多文化主義論の起源は、近年台頭してきた「差異の政治 (politics of difference)」に求められる。従来、差異は私的領域に閉じこめられ公的領域において不可視にされるべきものと考えられた(公私二元論)。この思潮に対抗する「差異の政治」とは、民族・人種あるいは宗教に基づくマイノリティの差異、特に最近では女性、障害者、同性愛者などの被差別集団をも含めたマイノリティの差異 文化的独自性 を強調し、その公認を要求する動きをいう。ここでいう公認とは、公的領域でなされる承認 具体的には差異に着目した制度や政策の実施 である。マジョリ

ティの文化が公的領域を暗黙のうちに支配し、それゆえにマイノリティが抑圧され不利に扱われてきたという歴史的事実に対する異議申し立てこそが多文化主義の起源であり、法との関連で更に言及しておくならば、いわゆる「正義論としての多文化主義理論は、こうした『差異の政治』の要求のうち法制度ないし政策や法の基本理念に関わるものについて、その正当性を主張しようとするものである」³⁾。

(2) 多文化主義論の歴史の変遷⁴⁾

多文化主義論は、1980年代以降政治理論・法哲学・倫理学の世界で展開されたリベラル 共同体主義論争の中で形成された。この論争は、共同体主義が「それまでの効用対権利、自由対平等といった正義をめぐる論争を基本的にはリベラリズム内部の対立とみなし、リベラリズムそれ自体に対して根本的な疑問を投げかける」形で発生した。

ここでいうリベラル⁵⁾とは、自由 (liberty) を根本理念とするリベラリズムのうち「人間の生の理想の多元的分裂が生む正統性危機の克服、この分裂を包容しうる政治社会の共通正統性基盤の探求という企て自体」をその核心とするもので、特にその現代的定式化を「ロールズの『正義の善に対する優位』の要請（善き生の特殊構想に対する正義原理の論理的独立性と規範的制約性）」に求める思想を指し⁶⁾、この立場を便宜上リベラルと呼び区別する。共同体主義 (communitarianism)⁷⁾ は、共同体が個人の生に対してもつ構成的（非手段的）な価値を強調し、共同体の復権と真に自立的・自覚的な主体による共同社会の建設を説く政治・倫理思想の立場⁸⁾ である。

リベラルは社会が共有すべき最低限のルールはあるとしながらも、ライフ・スタイルの選択はそれぞれ個人の自由であり、そうした個人の選択に基づいて初めて社会が構成されると説く。この立場の背景には、人間は独りでは生きていけないことを自覚でき、それ故一定の助け合いの要素を含むような共通のルールを選択するはずという、理性的な人間像が想定され

ている。それに対し、共同体主義は社会より先に個人があるというリベラルの楽観的な見通しを、エゴイズムの蔓延の元凶であると批判し⁹⁾、個人は共同体の中ではじめて人間になることができる¹⁰⁾として集団的アイデンティティの保持を主張する。この論争は、非常に多くの文化的共有物を持つ(=きわめて同質的な)国民からなる国家という枠組みと、議論があくまで西洋の文化的伝統の上で行われその内部で完結する、という基本前提を内包していた。

しかし、近年台頭する差異の政治がこの論争に「文化の重視」をもたらすに至り、多文化主義が登場した。この第三の立場は、リベラル 共同体主義論争が無意識に囚われていた基本前提を暴き出した。つまり、マイノリティ政策での諸マイノリティ間の相違を一切無視した「同化」政策の援用を有力視するリベラルの主張や、また文化的な共同体の範囲と政治的な共同体の範囲が同じであるとする共同体主義のそれは、西洋白人男性の視点を中心に据えた「文化」に基づくもので、両者の論争もそのなかで自己完結していたとして、両立場を縦断して批判する。だが同時に、多文化主義は「文化の重視」について、個人レベルで認める(=自由の価値を認める)限りではリベラルと、集団レベルで認める(=集合的なアイデンティティの異議を強調する)点では共同体主義と、立場を縦断的に共有する。従って、多文化主義は必然的に多義性をおびるが、これがこの立場の特徴であり、多文化主義が理想と仰がれ、後に限界と失望される要因である。

そして最後に、第四の立場としてポストモダンが多文化主義論の舞台に登場する。この立場は、「理性による啓蒙を基盤とした近代の制度、実践、思考は、真理を提示する力においても、批判的な分析力においても袋小路に陥ったと指摘し、消費社会や情報社会に対応する知や実践のあり方を提唱し実践する、哲学的、文化的思潮」¹¹⁾をいう。つまり、西洋近代における過剰な形而上学や必然性への信仰を批判する立場である。故に、ある特定のアイデンティティをまるで必然的・絶対的であるかのようにみなすものとして、リベラルや共同体主義とは対立する。一方、多文化主義との関

係は微妙である。というのも、両者は西洋の国民国家における支配的な文化を相対化する点で共闘可能であるのだが、ポストモダンでは集合的アイデンティティを受け入れないからである¹²⁾。ポストモダンの多文化主義に対する示唆は、複雑性を増す現代社会において非常に大きな意味を有する。

(3) 小括 多文化主義の定義

以上の議論から、多文化主義それ自体も法に劣らぬほどの多様性を内包している現実がある。多文化主義論の様々な主張のうち、最も有力に展開されているのは、民族や人種・宗教 共同体的文化¹³⁾の担う共同体や集団 を念頭に置いた伝統的な議論であり、それは政治共同体の範囲と文化共同体の範囲を一致させることや、一政治体内部で様々なエスニック・グループの独自性を公認することを求める。しかし本稿においては、敢えて多文化主義の多様性を踏まえた定義をしておく。

〔定義〕

「一つの政治体の内部において様々な文化的独自性を持った集団が存在している状況、また各集団が社会的・政治的・経済的・法的に公認されることを通してそうした多文化的状況を究極目標である平和的共存へと発展させていく主張を展開する運動、そしてその運動を正当化する理論、それら全体」

第2章 多文化主義国家の条件

世界の殆どの国家が「国民国家」であるが、厳密な意味での「国民国家」(nation state)、つまり「全国民＝一民族」の国家などまず存在し得ないと断言しても決して誤りではなく、むしろもれなく異なる複数の民族を異なる程度・割合で異なる形態で内包している。多文化主義国家とは文字通り、そうした多文化的状況を前提としているが、実際に「多文化主義

国家」の典型例として頻繁に引き合いに出されるのは、カナダ、アメリカ、オーストラリア等の極少数の国々である。

実際の各事例の検討を第3章にて行う前に、まずは多文化主義国家の条件を明らかにしておきたい。

(1) 一般的な定義

関根政美氏によれば¹⁴⁾、多文化主義国家の一般的な定義としては、「多様な文化・言語を持つ人々が住んでいる国」であるだけでなく、「多文化主義政策を実践している国」を指す。ここでいう多文化主義政策とは、

- 1) 異文化・異言語の維持と発展
- 2) 移民・難民・マイノリティの社会参加の推進
- 3) 受入れ国への啓蒙宣伝

をその主要内容とする。では、この多文化主義政策を、関根氏のモデルに従って、もう少し詳しく説明してみよう。

言語・文化維持促進プログラム

このプログラムは、「非英語系移民・難民の伝統文化・言語の維持と発展」を求める。

- エスニック・スクールの運営、移民博物館設立・福祉・養老院経営などの福祉サービス実施に対する政府による公的財政援助など、エスニック・コミュニティの承認と財政援助
- コミュニティ言語によるエスニックメディア(TV・ラジオ放送など)への政府による公的援助¹⁵⁾
- 政府・自治体などによる多文化フェスティバルなどの積極的実施
- 非差別的移住法の実施と同移住法への超党派的な支持
- エスニック・ビジネスへの政府による援助・奨励¹⁶⁾

社会参加促進プログラム

このプログラムは、「非英語系移民・難民の社会・政治参加の促進」を求める。

- ホスト社会の言語・文化についての教育サービス
- 電話通訳サービス，裁判・病院・警察他公共施設での通訳サービスなど，通訳・翻訳サービスの充実
- 公共機関における多言語出版物の配布
- 国外取得の教育・職業資格の積極的な認定
- 成人英語教育プログラム
- 優遇保障措置
 - 新着移民・難民を対象とした特別福祉援助プログラム
 - 教育・就職におけるアフターマティヴ・アクション
- 永住者・長期滞在者への選挙権の付与（地方参政権）
- 人種差別禁止法及び人種差別行為罰則法などの制定
- 人種・平等委員会などの設置

このプログラムで注目されるのは，通訳・翻訳サービス，アフターマティヴ・アクション，地方参政権であろう。

異文化コミュニケーション促進プログラム

このプログラムは，「ホスト社会の人々への啓蒙」を目的とする。

- TV，ラジオにおける公営多文化放送の実施
- 学校，企業，公共機関でも多文化教育の実施
- 多文化問題研究・広報機関の設置
- 多文化主義法の制定

ここでは，多文化主義法が注目される。

カナダ，オーストラリア，アメリカは，これらの諸政策を何らかの形で実践しており，ゆえに多文化主義国家と呼ばれるのである。つまり多文化主義国家の厳密な定義を与えるならば，「多文化主義政策のうち，いくつかを意識的に実施している国」ということになる。勿論，国によって，どのプログラムが重視されているかは異なってくる。例えば，オーストラリアでは異文化・言語促進プログラムを重視しているが，先住民（アボリ

ジニ)を対象とする措置を除いては、アフーマティヴ・アクションには消極的である。また、アメリカは社会参加プログラムを重視し、アフーマティヴ・アクションを積極的に実施してきた。

(2) 法的な観点から見た定義

一般的な定義から言語権、文化とかがわる政教分離原則、多文化主義法、そして「独特な社会」が、法制度との関連で具体的な問題として注目されるのが、法と多文化主義国家との直接的または明示的な関連を改めて指摘・再確認しておく。故にここでは、法との関連に注目した石山文彦氏の多文化主義の類型が、非常に有益である。彼のモデルによれば、多文化主義は、手段としての多文化主義、目的としての多文化主義、との2つに大別される。

手段としての多文化主義

この立場はその最終的理想に文化多元主義を設定するもので、アメリカが採用している。この立場に立てば、例えばアフーマティヴ・アクションも、過去の構造差別から生じた不利益を修復し、理想に近づけるための「時限的な手段」となるので、本来は不当かつ不要とみなされる。

目的としての多文化主義

これはその最終的理想に多文化主義そのものを設定した立場で、カナダが採用している。この立場に立てば、例えばカナダの二言語政策は、仏語使用者に英語を学習させるための補助ではなく、英語・仏語の二言語使用者の育成が目的と解釈される。つまり、恒常的な棲み分け制の確立が目的である。

第3章 実際の事例

本章では、実際に多文化主義国家と呼ばれる国家 アメリカ、オーストラリア、そしてカナダを挙げてその特徴や事例を更に具体的に検討して

ゆく。

しかし、その前に例外としてフランスをまず説明することにする。

(1) フランス

フランスは、近代国民国家発祥の地であり、国民国家特有の同質性を強調する性格は現行憲法（フランス第五共和国憲法）にも着実に受け継がれている。だが同時に、古くは第二帝政及び第三共和国の海外領土からの移住、最近では第二次世界大戦後の労働力としての移民受入れ¹⁷⁾を経て形成された、ヨーロッパ及び世界の主要移民国家でもある。しかし同国は、決して多文化主義国家ではない¹⁸⁾。ウォルツァーはこの二面性にこそ、本章でフランスを「しかも真正の多文化主義諸国家に先んじて扱う必要性を見出している（「フランスという例外」）¹⁹⁾。

フランスでは、政府が移民の組織化に抑圧的であり、他方移民たちも必要以上に組織化しなかった²⁰⁾。同国の移民の程度が、「フランス・ネイションの並外れた同化能力によって不明瞭にされてきた…（中略）…結果、人はフランスを非常に際立った違いを持つ特異な文化を有する同質社会として想像する」。文化的差異の現実的存在と概念的欠如という不可解な現象が、フランス＝移民国家（多元的社会）というイメージを妨げ、フランスを「例外」とさせている。

ヨーロッパ諸国では、自国の多民族性を意識した文言を憲法に盛り込む国²¹⁾もある。しかし「移民国家フランス」の現行憲法は、同趣旨の文言を並べどころか、逆に同質性と共和主義の理念を徹底的に志向している。例えば、厳格な政教分離原理と法の前の平等（第1条）、また特に共同体的文化の典型的な産物である「言語」に関して仏語の国語としての地位の規定（第2条）²²⁾。憲法における国語の規定は、民族の言語権や少数言語民族の保護を憲法に規定する形で多言語の現状を公認する諸国家がある中では、強い同質性を要求する性格を際立たせるものである²³⁾。

しかし、近年フランスでは、そうした共和主義の理念を根底から揺るが

しかねない事件が続いている。一つは、有名なイスラム教徒のスカーフ事件であり²⁴⁾、忠実な共和主義者を育てる公教育の現場で共和主義の根本原則たる政教分離そのものの限界を問うものであった。そしてもう一つ、女子割礼事件²⁵⁾である。刑事事件にまで発展した²⁶⁾同事件は、フランスが各文化的基盤を全く異にする多文化社会であるということを知らしめ、且つその現実をどう受け取るかという問題を、更には非西洋自由主義的な文化あるいは社会の根本的な共通規範と抵触する内容を持つ文化と共存する覚悟はあるかという選択をフランス国民に突きつけた。

(2) アメリカ²⁷⁾

ウォルツァーは、アメリカ「合衆国」が「移民社会 (Immigrant Society)」²⁸⁾であることの重要性を力説し、アメリカ的状况を一般化しようと試みる。つまり、「ハイフン付きのアイデンティティ」という概念を用いてアメリカ人の移民としての同質性 = 「アメリカン (American)」という匿名性を強調することで、文化的に弱小な集団をも救おうとする。

彼は、「移民社会」ではすべてのアイデンティティが、「ハイフン付き (Hyphenated)」 例え、アイリッシュ - アメリカン になっているということを重要視する。この「ハイフン付き」という概念について、リベラルでは、政治的にはアメリカンで文化的にはアイリッシュという公/私分類に対応して捉えるのに対し、ウォルツァーはアイリッシュ - アメリカンは政治的にも文化的にも「アイリッシュ - アメリカン」であると解釈する。つまり、アメリカ性の本質を、「ハイフン付き」の多元的な同居とする。ここでの要点は、合衆国内部の差異への重視であり、また各差異と合衆国外の何物かとの同一化に対する極度の警戒である²⁹⁾ 例え、アフリカ中心主義。

合衆国的状況の有利さを強調する³⁰⁾ウォルツァーの理論には、ある特定の人々だけが「ノマド性」(非定住性)によってマークされるような事態を回避しようとする戦略がある。この戦略は、「土地」と「文化」との

強い接合を絶つもので、「集団的文化」³¹⁾を多文化主義の射程に含める可能性を持つ。しかし、現在の彼の立場は、集団的文化を対象に含めない。ウォルツァーはエスニシティの問題を貧困の問題＝経済的問題として捉え、また最近の国民国家の揺らぎについて、本来エスニックな多元主義を実践しているアメリカにはそういう問題は本来ない、あるいは一部の活動家によるエスニック・アイデンティティの扇動に過ぎないと理解している。その意味では、元を辿れば誰もが流れ者の子孫という考え方は、裏を返せば、特定のエスニシティやジェンダーも含め、そもそも「差異」の存在を重要視しようとしていないのではないかと批判を免れない。

(3) オーストラリア³²⁾

オーストラリアは、カナダに続いて1970年代に国是を白豪主義から多文化主義へと転換し、従来のアングロ・サクソン中心の移民社会から多民族・多文化社会へと移行した。それに伴い課題の対象も、先住民アボリジニの問題から、非アングロ・サクソンの文化的・宗教的価値観を身につけた国民（アジア系を中心とする非英語圏出身移民）の問題へと移行した。この国では、カナダにおいてすでに成立した多文化主義法の制定をめぐる議論が注目される。制定に向けての国家的な取り組みと抵抗が交錯する中、多文化主義法の制定により、連邦政府の多文化主義政策の意図・目的が明確に規定され、多文化主義を巡るさまざまな問題の制定法上の根拠と多文化主義の限界³³⁾が確定・定義されると期待・予測されている。

オーストラリア多文化主義の起源は、1989年7月の連邦政府発表の「多文化オーストラリアに向けての国家的課題」（1989年連邦政府文書）に求められる。法の領域との関連で同文書の内容を見た場合、以下の四つが要点として挙げられる。

- ）文化的アイデンティティ、社会的公正、経済的効率に基礎づけられる多文化主義政策
- ）多民族・多文化社会における「法の下での平等」の重要性を強調した

「基本権」の章

) 多文化主義の限界

) 多文化主義法制定の可能性を示唆し「コミュニティ関係」の章

また1989年連邦政府文書に書かれた、連邦政府が将来の検討課題として
いる多文化主義法の内容は、以下の通りである。

) 多文化主義の範囲と限界の定義、およびその諸原則規定についての
明確な声明

) 先住民(アボリジニ等)のオーストラリア社会における特殊な地位
や立場の理解及び認識

) 英語の公用語化宣言と、それに伴うオーストラリア社会の事実上の
公式言語としての現在の地位の確認

) 連邦の各種省庁への広範な政策要求に対する立法上の根拠を与える
ことによる、人種・文化および言語の障害に直面するオーストラリア
人へプログラムおよびサービスを提供する際のアクセスと公正の確保

) 多文化政策の将来的な発展および実施に関して政府に助言を与える
責任のある現行の多文化問題諮問委員会と同種の機関に対して、制定
法上の根拠の付与

しかし、こうした連邦政府の積極的な取り組みに対して、懐疑的・否定
的な見方も根強く存在する。多文化主義法の立法に関連する問題として、

) 移民政策、) エスニック・プログラム助成援助、) 「二重の制
裁」³⁴⁾、の主に3つを挙げて、立法に伴う危険性を指摘する。

オーストラリアの多文化主義が「目的」型であるのか「手段」型である
のか、方針の決定が依然流動的で明確にされていない。また、主要な多文
化主義論者の視点も、カナダとアメリカの相違に集中しがちである。しか
し、オーストラリアの多文化主義法制定という取り組みの流れを検討する
ことは、国家が「多文化主義社会」を志向する意義の検討にも繋がり、非
常に意義深い。

(4) カナダ

カナダは、1982年憲法³⁵⁾ および多文化主義法³⁶⁾等の制定を通じて多文化主義の理念を国是としていち早く掲げ、そしてその限界（＝ケベック問題）にもっとも深刻に直面している国家である。カナダの多文化主義論で注目されるのは、テイラーの共同体主義的アプローチと、キムリックのリベラル的アプローチが挙げられる。

ケベック問題

ケベック州はその住民の大半を仏語系が占めるカナダ屈指の大州であるが、言語的にも文化的にも英語系を中心とする他の諸州と対立するため、同州では1982年憲法の未批准³⁷⁾等に見られるように分離独立を要求する運動が絶えず、近年では独立への動きが加速されかねない様相も見られる。

テイラーの共同体主義的アプローチ³⁸⁾

テイラーは、「承認をめぐる政治」という考え方を提示し、それに伴って二つの自由主義社会の在り方　手続的自由主義と非手続的自由主義　を説明する。前者は、善き生活に対しての中立性（差異に対する好意的無視）を目指し、集団的目標には懐疑的で、文化的コンテクストを顧慮しない法の画一的適用を主張する、従来のリベラルの立場である。それに対し、後者は、社会は善き生活についての一定の定義に基づいて組織されたものであり、従って強い集団的目標を持つ社会も、多様性の尊重と基本的諸条件に対する適切な保護の提供という条件を満たせば自由主義的でありうる。この文脈で、ケベック問題は自由主義社会についての、カナダ人権憲章とケベックの基本政策との対立　二つの自由主義の対立　と捉えられる³⁹⁾。テイラーは非手続的自由主義の立場から、ケベックを「独特の社会」として認めることを支持する。

確かに人間の善き生活と文化との関係を重視した「承認」という考え方は、これまで公的領域から排除されてきた人々にとって有効な武器となる。しかし、それを維持するための集団的目標の容認は、個人への対

内的規制を不可避とせざるを得ず、テイラーの自由主義社会の捉え方が楽観的すぎるように思われる。また、承認は「主観」に基づくものでもあるので、その実現には「価値の平等の仮定」(価値相対主義)の前提が不可欠となる。しかし、「究極の地平から、我々がはるかに遠くいる、ということ認めること」という指摘は重要であろう。

キムリッカのリベラル的アプローチ⁴⁰⁾

キムリッカは、もともと相当の文化的まとまりがあり、現在もある程度集住している集団については、自律を認めるべき⁴¹⁾として、これに該当する集団としてナショナル・マイノリティ(ケベック人と先住民)を挙げる。

それに対して移民は、自らの意志で元々の文化を捨ててきたのだから、今さら自文化をマジョリティのそれと同等にすることを要求する権利を、まして新天地にて、持たない⁴²⁾。また、移民はたいていの場合、分散しており領土性がないので、文化的コミュニティを形成することも容易ではない⁴³⁾。このように、キムリッカの理論は、社会構成的文化の尊重という方法により個人への対内的規制を禁止した上で、カナダでのナショナル・マイノリティの立場を擁護することにあるので、その他の非法定マイノリティ=移民はナショナル・マイノリティのアイデンティティを確立するための犠牲とされる。

この法定マイノリティ内における対内的規制の禁止は、彼の理論の特徴であり、あくまで主体を個人に置いている点で有益である。しかし、彼はまた、ナショナル・マイノリティの文化的独自性を守るための対外的保護を認めている。しかも、文化=共同体的文化という前提に立っており、集団的文化を排除しているため、「ナショナル・マイノリティ/移民・被差別集団」間の区別の意義が曖昧になってしまう。これが対内的規制と対外的保護との線引きを難しくしている。

第4章 多文化主義と法との関連についての考察

(1) 「多文化主義-法」とは何か

本章で、私が実際に関心を持って考察する多文化主義と法との「関連」とは、「多文化主義-法」という「結合」である。ところで、多文化主義と法との結合点は率直に述べると、「平等概念」にある。従ってまず、両者それぞれの掲げる平等概念を検討・比較し、この「多文化主義-法」の本質とこの「結合」の意義が明らかにしたい。

法の平等概念⁴⁴⁾

近代憲法は「法の下での平等」を宣言するが、この原理の根底には人間は誰ひとりとして自分以外の他者と取替可能な同一の者などいないという事実がある（人間の本質的非同一＝異質性）。故に社会において法が構成員に対し権威と正当性と実効性を持つには構成員間の一定の共通性の存在、つまり構成員各自の差異の意識的無視が必要となり、それが各構成員の自由と平等を保障する。この意味で、法は集団間の境界線を引き（誰がどの集団に属しているか）、その線と政治体の境界線とを一致させるか否か（その集団の独自性が公的領域で承認されるべきか否か）を決定する役割を担ってきた。しかし、それは「異質」を作り出すことでしか「同質」を生み出せない宿命を伴っていた⁴⁵⁾。

このように、法の掲げる平等概念は、「同質性」の標榜という点で国民国家の性格と合致したもので、少なくともリベラルが主導してきた従来のマイノリティ政策は、差異の相対化＝同質性の強調したものであった。従来の平等概念では、その実現に際して全構成員に対し全く同じ扱い方をする⁴⁶⁾。差異を無視するが故に同質な構成員間のすべての不平等問題は、彼/彼女たち「全員に対して有効な共通の客観的な尺度」で計られ、それに基づいて解決されるべきもの 経済的な問題⁴⁷⁾ だと考えられた。

多文化主義の平等概念⁴⁸⁾

こうした法の同質性を暴露した差異の政治は、構成員間の不平等問題が経済的な問題としてのみでは解決を見ないのは、それが構成員各自あるいは各集団に対してのみ有効な部分的で主観的な「尺度」(アイデンティティに関わる尺度)⁴⁹⁾に基づく問題を大きく含んでいるからだ、と訴える。そして、法の一方的な線の引き方に異議申し立てを展開する政治的運動の側面を持つ多文化主義では、こうしたアイデンティティに基づく問題 承認をめぐる問題こそが不平等問題として扱われる。

多文化主義の平等概念とは、構成員間の差異を前提とし、それを強調・公認し、その恒常化を図ることを目指したものであり(「異質性」の標榜)、平等の実現に際して構成員は各自に相応しい扱い方をされる。この概念は差異の政治台頭が従来の同質志向的な平等概念にもたらした転換の産物であり、対抗するための有力な武器であった。

多文化主義-法

多文化主義的な法制度の確立を、平等概念の転換 同質志向的な平等概念に対する異質志向的な平等概念の対抗 とする捉え方は、法の同質性の前提に大きな問題提起をなし、多文化的状況を容認する多くの可能性を生み出した。しかし同時に、従来の多文化主義論の限界は、両者の関係を転換(対抗関係)のみで説明しようとしてきたこの態度自体にあり、その意味で実は従来の多文化主義論は自ら限界を設定してしまったものと言える。そこで私は、「多文化主義-法」を二つの平等概念の「結合」(補完関係)と捉えることで、多文化主義の限界を明らかにし克服する可能性を探ってみたい。

さてここで実際の多文化主義法に目を転じてみると、それが真に「多文化主義-法」であるかという問題を検討しなければならない。国家法レベルでの多文化主義的な法制度の制定という要件を満たしているか否かは、形式的結合を判断する基準でしかなく、この段階では転換(対抗関係)の余地が依然存在する。多文化主義 法の形式上の結合と実質上

の結合とは全く別の問題で、私が以下で考察の対象とするのは多文化主義と法との実質的結合としての多文化主義法である。本稿では、これの持つ問題点と可能性 限界と展望 示していくわけだが、まず前者を論じていく。

(2) 法による多文化主義の非政治化：「多文化主義法」の限界

法による多文化主義の非政治化とは、同質化を求める法が異質性を標榜する多文化主義に勝り、多文化主義の本質が侵蝕されることをいう。

多文化主義法の制定は、マイノリティ側の主張に即した形にその類型や数を細分化した線引きを法律上承認すること、つまり法定マイノリティ⁵⁰⁾を特定することである。これは、多文化主義論における大きな争点の一つである集団の権利・目標をめぐる問題にかかわるが、この点から、法定マイノリティは、非法定マイノリティとは異なり、集団であることが前提とされる⁵¹⁾。なぜなら、そもそも個人が主張するはずの文化とは、一人で創り、担い、継承することは不可能であるからだ。

とはいえ、法定マイノリティを極少数集団のレベルにまでむやみに細分化すれば、各法定マイノリティの相関関係が複雑になり、またどの集団が法定マイノリティであるかについての全構成員のコンセンサスが得られにくくなる。更に、文化保護政策に対する政府や地方自治体の財政上の問題もある。これらは共同体や集団の間に調整不可能の深刻な衝突や対立を生じさせ、共存のための多文化主義を根底から崩壊させる火種とも成り得ない。

このように、法定マイノリティの特定には、集団の「最小単位」の設定という難点がある。法定マイノリティの創出には非法定マイノリティの創出が不可避であり、多文化主義法は法の「同質/異質」構造の性質を免れてはいない（法定マイノリティの特定化の限界）。この問題で最も重要なのは、設定上の限界それ自体ではなく、そこで発生する非法定マイノリティの扱い方である。

非法定マイノリティは法定マイノリティの中に(勿論マジョリティの中にも)包含されているため、一般の法定マイノリティよりも一層小規模で見えにくい存在である。この意味で、法定マイノリティと非法定マイノリティとの関係は、「大文字のマイノリティ」と「小文字のマイノリティ」と表現し直すことができる。政治の場に出現することすら難しい小文字のマイノリティは当然、法定されることも非常に困難である。法定マイノリティの特定化に伴う線引きの「黄金律」が存在するとして、それが固定化されてしまえばどうなるだろうか。この「黄金律」の下であっても、小文字のマイノリティは必ず発生し、彼/彼女たちにとって、大文字のマイノリティはかつて彼らが闘ったマジョリティともはや何ら変わらない存在となる。この問題は、逆の場合でも考えられる。つまり、非法定マイノリティに関しては、それらを内包する法定マイノリティが暗黙のうちに適切に扱い政治問題化しない、とする場合である。

小文字のマイノリティの存在を政治問題化しないという意図の有無にかかわらず、たとえ「黄金律」に基づく線引きであっても、それを固定化する、あるいは恒常的なものと見なすことは、目的としての多文化主義においては誤りである。なぜなら、線引きの固定化・神聖視は、常に法の一方的な線引きに基づく境界線をめぐって異議申し立てをする多文化主義の政治的闘争の性格を損なうからである。従って、法定マイノリティの特定に際して、集団の「最小単位」の設定が不可避であるとしても、そこで発生する非法定マイノリティの存在を「無視」するならば、その多文化主義法は政治的闘争の性格を喪失してしまっており、目的としての多文化主義を志向したもとは言えない。

このように、同質化を求める法が異質性を標榜する多文化主義の理念を実現しようとするあまり、多文化主義の政治的闘争の性格が損なわれ、多文化主義そのものが深刻なディレンマに陥ること、これが法による多文化主義の非政治化という問題であり、多文化主義法の限界である。

(3) 多文化主義論再考

多文化主義 法が内包するディレンマの克服には、同法において多文化主義の政治的闘争の性格が保たれること、つまり、多文化主義の性質が法のそれに勝る形での結合が必要となる。その前に、法を再構成させるだけの力を多文化主義は持たねばならず、それに上述の問題点を踏まえた従来の多文化主義論の再考が必要に思われる。その上で、多文化主義 法の持つ展望としての可能性を示したい。

問題点の整理

多文化主義 法が内包する深刻なディレンマの主要因は、従来の多文化主義論が内包する問題点に見出される。

) 多文化主義そのものの多面性

「多文化主義は理念であり、理論であり、運動であり、状況である」という、それ自体の多面性が考えられる。これらの性格が複合的に重なり合って、全体として多文化主義というものを構成しており、どれか一つを特化して多文化主義の定義とすることはできない。

) 線の引き方の恣意性

多文化主義の有力な主張の一つは、政治的共同体と文化的共同体の各境界線を一致させることである。法の線の引き方について、マジョリティの主張も法定マイノリティの主張も、恣意的で独断的なものである。双方の主張を一致させることは容易なことではない⁵²⁾。また、たとえその恣意的な「線」の引き方について、双方のコンセンサスが得られたとしても、その「線」は引かれた瞬間から新たな非法定マイノリティを生み出している。

) 新しい平等概念

多文化主義の掲げる平等概念が、多文化主義問題を困難なものにしている原因の一つに数えられる。新しい平等概念は、「差異」すなわち「承認」という主観的で個別的な基準に基づくという点

で、従来の同質志向的な平等概念に対抗しうる多文化主義の有力な武器である。しかし、それは同時に、「主観的で個別的な基準」であるが故に、構成員間で不平等問題の深刻さや「差異」の程度についての一致共通した認識（「承認」の前提）を持つ事が困難となる。この新しい概念は、いわば諸刃の剣といえる。

）ま と め

以上の三つの問題点から、従来の多文化主義論は意識的・無意識的を問わず「差異」についての理解が不完全であると考えられる。つまり、従来の理解では、特に非法定マイノリティの「差異」がそのコンセンサスを獲得することの困難性の問題を程度問題や受忍限度の問題として扱い、根本的な問題の克服を目指していない。非法定マイノリティの存在への重視にこそ、多文化主義の生命とも言える「政治的闘争の性格」が深く関わっていると思われる。この問題の重要性は、非法定マイノリティというものを一層詳細に検討することで明確になろう。

小文字のマイノリティ

非法定マイノリティは法定マイノリティの中に埋もれたマイノリティであり（小文字のマイノリティ）、「マジョリティ/法定マイノリティ」関係の中では、その存在は全体的には不可視であるが故に、皮肉なことにその存在は返ってその存在が最も注目される。

例えばケベック問題では、「英語文化 VS 仏語文化」という争点そのものが両者間の線引きに起因しており、非英語・非仏語文化を担う州内のカナダ人は非法定マイノリティに位置付けられ、新たな下位の線引き構造の創出が予想される。複雑多様化する今日の世界では様々なマジョリティ/（法定）マイノリティ関係が「重複的」に発生し、その結果、個人は小文字のマイノリティ「になる become」可能性がある。そして、この可能性はすべての人々に等しく潜む（第一の潜在性）。

また、「アメリカ人イスラム教徒の女性」の場合、彼女に最も相応し

い線引きは、「国籍 宗教 性別」からなる複合的／多元的なアイデンティティに基づくものである⁵³⁾。彼女は、マジョリティ（アメリカ人）であり、法定マイノリティ（イスラム教徒／女性）であり、そして同時に非法定マイノリティ（「アメリカ人 イスラム教徒 女性」）であるのだ。勿論、これら三つの立場が同時に現れることはないが、彼女は場面によって変身する。つまり、個人には常に小文字のマイノリティ「である be」可能性が潜んでいる（第二の潜在性）。

これら二つの潜在性こそ、政治的闘争の性格が多文化主義において生命たり得る根拠となる⁵⁴⁾。従来が多文化主義論は、小文字のマイノリティの存在を認識してはいたが、これら二つの潜在性を看過していたことが自らに致命的な限界を設定してしまった一因であろう。

文化の類型と定義の問題

この「二つの潜在性」の問題は、従来が多文化主義論の「文化」の定義の仕方に起因すると考えられる。従来が多文化主義論は、共同体的文化と集団的文化を峻別してきたわけだが、ここで問題となるのは、集団的文化を法的保護の対象としての「文化」の定義から排除してきた点である。これが、潜在的な小文字のマイノリティを必要以上に発生させ、且つ、それらを不可視的な存在にしてきたと考えられる。

多文化主義の再構成

以上のように、従来が多文化主義論の問題点は、多文化主義 法の文脈においては、文化の定義と小文字のマイノリティへの対応の問題に収斂される。そこで、多文化主義 法が内包する深刻なディレンマの克服を可能にする形にへと、特にリベラリズムの観点に立って多文化主義の再構成を試みる。

まず、共同体的文化のみを主眼に置いた従来が多文化主義論に欠如した「潜在性」の問題を善処するためにも、「文化」の再定義が必要である。つまり、多文化主義が法的保護の対象として扱われるべき文化を、共同体的文化のみならず、集団的文化およびその双方の複合文化にまで

拡大すべきである。そのことは、今日人々が依拠する文化の広範性から自明であろう。

次に強調されるべきは、共同体あるいは集団内の対内的規制の厳格な禁止である。我々は我々が無知ゆえに認識していない小文字のマイノリティに、あるいは無知ゆえに我々を認識していない他の人々が小文字のマイノリティとしての我々に、絶えず対内的規制からの保護を約束しなければならない。この対内的規制禁止の保障こそ、多文化主義の政治的闘争の性格を維持する支柱となる。国民国家内で一定の共同体や集団に特別の地位を与える(対外的保護/対内的規制)ことに対し、それに十分に対抗しうるだけの力を個人(あるいは極小集団)に保障する(対内的規制の禁止)。多文化主義とは、畢竟、独自の生活様式をもつ多様な個人と集団の並存状況であり、そうした多文化社会においては、構成員同士の平和的共存という目標に向けて発展するために不可欠な、自己のアイデンティティを支えるその独自の生活様式=文化をめぐる個人と集団との政治的闘争である。それ故、多文化主義は、その状況と政治的闘争の各性格を正当化する。その多文化的状況を前提として、個人・集団双方が自由且つ対等で闘えるような政治的闘争の場を保障する。理論の側面も持つ。多文化主義社会では、常に不可視の差異や未知の差異が存在する可能性が前提とされなければならない。このように、新しい多文化主義もその様相の多様な状況であり、政治的闘争であり、理論であり、そして理念となり得る。は依然として変わらないが、これこそが多文化主義のダイナミズムの源泉であると思われる。

(4) 多文化主義による法の変質化：「多文化主義 法」の展望

これは、多文化主義の異質志向的な性質が法の同質志向的な性質に勝り、法のその性質そのものを変える可能性である。換言すると、法の線引きの「線」をグレイゾーンという「帯」に変える可能性である。

「法の線のグレイゾーン化」を論じるには、そもそもなぜ法が「線」を

引くのかを考える必要がある。マジョリティ／法定マイノリティ，マジョリティ／非法定マイノリティ，あるいは法定マイノリティ／非法定マイノリティに見られる法の線引きは，「公的領域／私的領域」間の線に大きく対応しながら，畢竟，「同質／異質」の区別に基づいてなされている。従来法，特に近代法は，国民国家体制の要請もあり，「同質であるか，異質であるか」という二者択一的な選択＝決断を迫る際に，「同質である（になる）」／「異質である（になる）」との返答しか認めず，「同質でもあり異質でもある」／「同質でも異質でもない」との返答を認めなかった。この法の強硬な態度が，逆に，法の予測可能性と，それに基づく我々の社会の安定性を保証してきた。我々の日々の生活は，法のこの力なしには考えられない。しかし，実際には非法定マイノリティは，まさにこの線の真下に存在する人々であり，潜在的に存在している人々である。問題は，法の「同質／異質」の線が単調であることである。法は，「どちらでもない」という返答を認めない＝予測できなし，また予測してもいない。この例外的な答えとは，すなわち予測不可能な「小文字のマイノリティ」の出現可能性　不可視の差異や未知の差異が存在する可能性　であり，法がそれを「正当な答え」として認めることが，多文化主義の政治的闘争の性格を保障することになる。これが，二つの潜在および対内的規制の厳格な禁止の根拠となる。予測のための「線」上に，予測不可能な小文字のマイノリティが出現する余地はない。しかし，この予測不能な可能性を法の予測すべき可能性のリストに入れることで，「同質／異質」間に引かれる線を敢えて曖昧にし（＝線をグレイゾーンという帯へと広げ），彼／彼女たちを政治的闘争の場へと続く道に出現させる（線のグレイゾーン化）。

この予測不可能な可能性を無意識的／意識的に排除しているのは，従来の多文化主義論も同様である。キムリックにしてもウォルツァーにしても，彼らが注目しているのは線のベストな引き具合であり，線そのものを疑っているわけではない。

グレイゾーン＝政治的闘争の場へと導く道がある限り，個人は自身の類

型化をめぐる主導権を法から自分の手に取り戻すことができる。ここにおいては、法定マイノリティの特定に伴う法の線引きの改訂は暫定的なものに過ぎず、我々は常にそれを疑わねばならない。線引きは必ず誰かの恣意を反映したものであって、「真の多文化主義社会」にあっては、すべての構成員が一致して納得する線など存在し得ないし、存在してはならないはずである。かつての各種の差別を構造化した主要因の一つは、線を線として絶対視した(疑問視してこなかった/できなかった)ことであった。それに対して、線をグレイゾーンと見なすことは、見えないマイノリティの姿に目を凝らし、その声に耳を澄ませることであり、常に人々の差異に注目しつづけることである。

従って、法の線引きによる類型化と自身の主張する類型化が相容れない場合には、自身の主張に基づく線引きを求め、それにかかわる文化へのアクセスが強く保障されなければならないということになる。この自文化へのアクセス権の保障は、対内的規制の厳格な禁止と表裏一体となって、多文化主義の政治的闘争の性格を支えるものである。しかし、これがフリーライダーやエゴイズムの蔓延の温床となるような権利の濫用は、決して認められるべきではないと思われる。

グレイゾーン化した法の実効性は、従来のもものと比べて確実に弱まることは不可避であろう。しかし、それは人々の寛容の精神によって補われるであろうし、そうあることが好ましいと考えられる。というのは、多文化主義は自文化を公的領域において承認させることを目指しているが、それは裏を返せば、他文化を公的領域において承認することを求められることを意味する。この意味で、多文化主義が一つの大きな社会の内部での多元的共存を志向していることが挙げられる。つまり、平和的共存という社会の共通目的が明確に前提に置かれている。この限りでは、文化的相違が存在しても、平和的共存に不可欠な最低限の共通の規範を設定することは可能であろうし、そうした規範の設定および遵守は自文化の尊重に優先する。そうした共通規範がマジョリティあるいは特定の共同体・集団の文化を強

く反映したものであるという批判が生じるであろうが、政治的闘争の性格が保たれた多文化主義 法の下でこそ、恒久的な政治的闘争が繰り返される中で、理想的な共通規範が生み出されていくのではないだろうか。

「法のグレイゾーン化」は、「線を引かない」ということを意味するものではない。自文化あるいは自分のアイデンティティの公認を主張することは個人の生の実現であり、また他文化あるいは他者のアイデンティティを承認することは社会の平和的共存に努めることである。法の線引きに伴う文化間の衝突や小文字のマイノリティの出現の問題について、社会構成員全員が各問題それぞれに関わり、個人の生の実現と社会の平和的共存との積極的衡量を図って最良・最善の解釈を見出そうとすること、これが真の多文化主義社会で求められる寛容の精神である。故に、真の多文化主義社会では、正義はただ一つしか存在するとして各問題に当てはめていくのではなく、M. ミノウが述べるような「部分的正義（partial justice）」⁵⁵のよう問題ごとに正義を見つけていくアプローチが相応しいと考えられる。

お わ り に

多文化主義は、異質な者同士が同じ空間で共存していくことについての相当な覚悟を強いる。共存するために共存すべき者同士が闘うというこの闘争は、各自が自らの自由を真に且つ十全に実現できる状態の下で共存しようとする上で不可欠にして不可避である。多文化主義においては、自文化についての主張が強ければ強いほど、他文化への配慮＝承認を求められることになる。つまり、多文化とは他文化でもあり、他文化についての承認の困難性の中に、自文化の承認の困難性を見ることになる。諸刃の剣のようにも見えるが、私はこれらの闘争をネガティブなものではなく、むしろ相互理解・相互承認を高める原動力となると考える。

故に、多文化主義と法との対極的關係を二つの平等概念の転換（対抗關係）のみから、「結合」（補完關係）と捉え直すことが可能となる。社会が、

目的としての多文化主義を志向するとは、線引き 闘争 線引き 闘争 ……の恒久的循環の宿命を背負うことである。線引きなくして闘争はありえず、闘争なくして線引きはありえない。この「法の非政治化」と「法の政治化」との間の循環的相互作用こそが目的としての多文化主義と法とが実質的に結合した＝相互に補完しあう形態であり、この循環を保障するシステムが「多文化主義・法」である⁵⁶⁾。この「異質志向的な法」は社会との間で線引きについての未完の交渉を行うのだ。

以上の点から、人間が真に自己の自由を実現する際に、多文化主義社会は戦略上最も有利な環境を提供できると思われる。というのも、人間が予測不可能なあるいは予想外の「新奇さ」を生み出す存在であるという可能性をすべての人に対して想定しているからだ。そして、この多文化主義社会において、平和的な共存を図るための法秩序として、異質志向的な多文化主義・法が相応しいのではないかと思われる。

参考文献

- 廣松渉他編『岩波思想・哲学事典』(岩波書店 1998年)
- 石山文彦「多文化主義理論の哲学的な意義に関する一考察(一)」(『国家学会雑誌』第113巻第1・2号2001年)
- 杉田 敦「寛容と差異 政治的アイデンティティをめぐる」(井上達夫編『岩波新・哲学講義7自由・権力・ユートピア』岩波書店 1998年)
- 田中成明・平野仁彦他『法思想史(第2版)』(有斐閣 1997年)
- 西川長夫他編『多文化主義・多言語主義の現在』(人文書院 1997年)
- Michael Walzer, "On Toleration", (Yale University Press, 1997)
- Michael Walzer, "What it means to be an American", (Marsilio Publishes, 1996)
- 『現代用語の基礎知識』(自由国民社 2002年)
- チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」(E. ガットマン編/佐々木毅他訳『マルチカルチュラリズム』岩波書店 1996年)
- ウィル・キムリッカ/角田猛之他監訳『多文化時代の市民権 マイノリティの権利と自由主義』(晃洋書房 1998年)
- Martha Minow, "Partial Justice: Law and Minorities" (Austin Sarat & Thomas R. Kearns, "The Fate of Law", The University of Michigan Press)

樋口陽一他編『解説世界憲法集（第4版）』（三省堂 2001年）

- 1) 本稿では、「一定の人間集団の生活様式の全体」という定義を採用しておく、中田光雄「文化」廣松涉他編『岩波思想・哲学事典』（岩波書店、1998年）1423項。
- 2) 川本隆史「マルチ・カルチュラルイズム」廣松・注1)1535項。なお、文化多元主義との相違は、文化の多様性を実現する上で、多文化多元主義では法制度や政策は文化的差異に着目すべきではない（difference-blind）と考えられ、多文化主義では法制度や政策が積極的に複数の文化を公認してもよい（difference-conscious）と考えられるというように、それぞれが志向する理想は全く異なる。
- 3) 石山文彦「多文化主義理論の哲学的な意義に関する一考察（一）」『国家学会雑誌』第113巻第1・2号（2001年）111項。
- 4) 本節は、杉田敦「寛容と差異 政治的アイデンティティをめぐって」井上達夫編『岩波新・哲学講義 自由・権力・ユートピア』（岩波書店、1998年）102-108項参照。
- 5) 代表的論者は J. ロールズ, R. ドウオーキン, 田中成明・平野仁彦他『法思想史〔第2版〕』（有斐閣、1997年）271-272項参照。
- 6) 井上達夫「自由主義」廣松・前掲注1)720-721項。
- 7) 代表的論者は M. サンドル, Ch. テイラー, M. ウォルツァーら。
- 8) 齋藤純一「共同体主義」廣松・前掲注1)546項, 前掲・田中他注5)272-273項。
- 9) リベラルな個人主義的自由主義の正義論に起因する現代社会の様々な社会的病理現象として、共同体主義によれば、共同体の崩壊であり、またそれに伴う人間関係の希薄化と人間の主体性の貧困化である、前掲・田中他注5)272-273項。その典型例として、一切の義務を負担しないで利益だけを受け取る「ただ乗り」現象がある。
- 10) 共同体主義は、「自分が生まれ、育ち、あるいは参加する共同体の諸関係の中で個人のアイデンティティは形成され、しっかりと『位置ある自我』（サンデル）によって、個人は真に倫理的・政治的主体性を確立することができる」とする。それに対し、リベラルの理論で前提とされている近代的な個人主義的自我観念を、「自己の同一性についていかなる負荷もない純粹選択主体としての自我」（「負荷なき自我」）と呼んで批判した、前掲・田中他注5)273-274項。
- 11) 岩崎稔「ポストモダン」廣松・前掲注1)1492項。
- 12) 集合的アイデンティティは、自らと異なる（そしてそれゆえに軽蔑すべき）「他者」を生み出すことでようやく得られるものである。また、ポストモダンが想定する人間像とは、一つの、あるいは一握りのアイデンティティによって覆い尽くされるようなものではなく、いかなる定義をも越え出る豊かさを持つものとする、前掲・杉田注4)105-106項。
- 13) 地縁や血縁に根差した伝統的共同体の形成に不可欠な「土地＝定住」を前提とした文化をいう。これは、従来の多文化主義の主張や運動が民族・人種・宗教を中心に展開されてきた歴史的経緯に基づく。人種に関しては多少例外的な部分もあるが、民族的・宗教的視点に基づく文化は、先の伝統的共同体において担われている。
- 14) 関根政美「多文化主義国家オーストラリアの誕生とその現在」西川長夫他編『多文化主

義・多言語主義の現在』(人文書院, 1997年) 148-150項

- 15) 例えばカナダの場合, カナダ放送法(1991年)や, カナダ映画・テレビ・アカデミーのカナダ賞/多文化主義のジェミニ賞など, カナダ大使館 カナダについて カナダファクト 多文化主義: wysiwyg://77/http://www.canadanet.or.jp/about/multiculture.shtml (VISITED: 2002. 11. 27)。
- 16) 同じくカナダの場合, 「カナダの連邦事業開発銀行は主要都市の, 民族系経済諸団体と定期的な協議の場を設けている」, 前掲・注15)HP。
- 17) 主に旧海外領土のアルジェリアを中心とする北アフリカ系, ユダヤ系, アラブ系が多い。
- 18) Michael Walzer, *On Toleration*, (Yale University Press, 1997), pp. 37-40.
- 19) Walzer・前掲注18)同項。
- 20) Walzer・前掲注18)同項。
- 21) 例えば, ロシア連邦憲法(1993年): 前文・第3条・第19条, イタリア共和国憲法(1948年): 第3条・第6条, 樋口陽一他編『解説世界憲法集(第4版)』(三省堂, 2001年) 158・353・355項。
- 22) 同憲法第1条(1)・第2条(1)~(5), 樋口・前掲他注21)267項。
- 23) ただし, フランス人の起源を考えてみた場合, それは民族統合(ドイツ)にではなく, 宗教対共和主義という対立構造に求められる。すなわち, 共和主義者になることによってフランス人になったのである。故に, 共同体的文化といってもフランスの場合, それを担う共同体の実態は例外的なものと考えられる, Walzer・前掲注18)同項。
- 24) 1989年クレイユ市の公立中学校長が, ヴェールを着用して登校するイスラム教徒(移民2世)の女子生徒3名を, 特定宗教の固有の慣習を校内に持ち込むことは, 公立学校の理念である非宗教性に反するものだとして停学処分とした事件で, 政治的な反感も絡みフランス全土で賛否両論の大論争を巻き起こした, フランスの教育: <http://www.pref.gifu.jp/s21401/tihoujic/h12/no2/2-3.htm> (VISITED: 2002/12/06)。
- 25) 女子割礼 (FGM=Female Genital Mutilation) とは, 「アフリカならびに中東の一部に古くから伝わる成女儀式。性器の一部を切除, あるいは縫合するなどいくつかのタイプがあるが, いずれも苦痛と生命の危険を伴う過酷な儀式であることから...廃絶運動が進行している」, ProjectG/ 記事紹介 N176 伝統習俗 性差別・支配・暴力 女子割礼 FGM: <http://www6.plala.or.jp/fynet/2scrap176fgm.html> (VISITED: 2002. 12. 6)。
- 26) フランスに住むアフリカ系住民が, 少女たち48人の女性器を切除する割礼を施していたとして傷害罪に問われた裁判で, 被告ら(被害者の母親たち)は『文化であり伝統だ』と主張したが, パリ重罪裁判所は1999年2月16日, 求刑よりも重い有罪判決を出した, 前掲・注25)HP (VISITED: 2002. 12. 6)。
- 27) アメリカでは以前, 就職の採用人数や入試での合格者数の特別優先枠を設けることを内容としたアフターマティヴ・アクションが盛んに実施されていたが, 最近では大学や高校のカリキュラムの内容が対象になってきている。
- 28) ウォルツァーは, 多民族帝国・コンソシエーション・国民国家・移民社会という「寛容の政体」の類型を挙げて検討し特に移民社会の重要性を強調する, 前掲・杉田注4) 113-115項, Walzer・前掲注18)pp. 14-36。

多文化主義と法（村岡）

- 29) アイリッシュ - アメリカンは、イタリアン - アメリカンやチャイニーズ - アメリカンとの間には差異があり、またアイルランドの人々とは非同一であり、他のどこにもないアイデンティティとされる、Michael Walzer, "What it means to be an American", (Marsilio Publishes, 1996), pp. 21-49.
- 30) こうした移民社会としての性格は、合衆国に最も典型的であるとしても、それに限られるものではない。既に述べたフランスも、最も典型的な国民国家であるが、その現状は「移民社会」とみなすこともできる、Walzer・前掲注29)同項。
- 31) 従来の文化（「共同体的文化」）の捉え方に対して、「土地 = 定住」を前提としない集団の文化をいう。これは、女性、同性愛者、障害者、その他諸々の被差別集団の生活様式も「文化」に含めるべきとする主張に基づくもので、これらの集団は地縁・血縁といった共同体的結合は殆ど見られず、個々の自発的な集合あるいは結合である場合が多い。
- 32) 杉原充志「多文化主義と法の役割」西川他前掲注14)165-176項参照。
- 33) 例えば、議会制民主主義の維持、憲法の遵守、そして国家の第一言語としての英語の地位の確認など。
- 34) 二重の制裁とは、刑事訴訟の対象となる暴力行為などで、ひとたびエスニック集団のメンバーの事件への関与が発覚すると、世間は一般のオーストラリア人犯罪者に対するよりも、より高度の遵法態度（意識）を彼／彼女らに要求するという、犯罪行為者およびその集団に加えられる通常の法による制裁と世間の非難のことを指す。
- 35) 同憲法第27条、樋口他・前掲注21)96項。
- 36) カナダ多文化主義法（Multiculturalism Act, 1988）3条・4条ないし7条、西川他・前掲注14)284-288項。
- 37) 1867年にイギリス領から現行カナダ連邦が成立して以降、「1867年北アメリカ法」（イギリス議会在が制定したイギリス法）がカナダ憲法上最も重要な基本法であったが、1982年にカナダ議会在が改正権をもつカナダ憲法（「自主憲法」）の制定に成功した（1982年憲法）。この憲法は、1867年憲法（「1867年北アメリカ法」を改名し、そのまま継承したものに）、新たに権利章典を付け加えたものである。しかし、同憲法が自州の独自の地位を認めていないことに反発したケベック州は、批准を拒否しており、「1982年憲法」はケベック州の同意が得られないまま発効して、現在に至っている、『現代用語の基礎知識2002』（自由国民社2002年）734項。
- 38) チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」E. ガットマン編／佐々木毅他訳『マルチカルチュラルイズム』（岩波書店、1996年）。
- 39) 英語圏地域の立場は、ケベックの独特の社会の発展という「集団的目標」の容認は、それ自体が本質的に差別的であり、また個人への権利侵害に繋がりとらうとして、現存の人権憲章の下で否定されるべきとする。また、ケベック州は、英語圏地域の主張は自由主義の手続き的なモデルを押し付けようとするものであり、カナダ多文化社会の基礎をなす自由主義のモデルの拒否を示すものと反論する。
- 40) ウィル・キムリッカ／角田猛之他監訳『多文化時代の市民権 マイノリティの権利と自由主義』（見洋書房、1998年）。
- 41) キムリッカ・前掲注40)15-16項。

- 42) キムリッカ・前掲注40)115, 128項。
- 43) キムリッカ・前掲注40)115項。
- 44) ここでいう「法」とは、国民国家における近代憲法を中心とした近代法である。
- 45) 典型例として、シティズンシップやメンバーシップ。
- 46) テイラーの言う「手続的自由主義」、本稿第3章参照。
- 47) すべての不平等問題は数値化可能であり、よって共通のメディアでもって解決できるという暗黙の前提がある。不平等問題はカネの問題であるとされるのは、そのことを最も端的に意味する表現であろう。
- 48) 本稿で扱う(法との関連で問題になる)多文化主義は、「目的としての多文化主義」である(本稿第2章参照)。
- 49) アイデンティティの中身は多様であるが、例えばプライドの問題は上述したような経済的な尺度で計ることはできないものである、注47)を参照。
- 50) その文化的独自性を保護するために法律によって特別の地位を与えられたマイノリティ。例えば、カナダやオーストラリアの先住民がこれにあたる。
- 51) 非法定マイノリティとは、法の保護対象とされるに至らない規模・程度のマイノリティであり、その中身は多元的アイデンティティを持つ個人(自らがよるアイデンティティが複数の要素から構成される個人、例えば「私はアメリカ人ではなく、アメリカ人イスラム教徒である」)から極小集団まで多種多様に含まれる。
- 52) ケベック問題を例に挙げると、ケベック州という仏語文化の共同体を、そこに住むフランス系住民がマジョリティとなるような政治的共同体=地方自治体とすることである。その最も端的な主張が独立であり、つまり国民国家(nation state)の中に国民国家を作することを要求するものである。
- 53) しかし、これが「アメリカ人」という単一の視点に基づく線引きがなされるということは、彼女にとっては自分のアイデンティティを構成する「イスラム教徒」や「女性」としての部分引き裂かれたり、無視されたりすることを意味する。また彼女は、「アメリカ人」の生き方を前提としたアメリカ社会に、あるいは「イスラム教徒」の生き方を求める自分のイスラム系共同体に、それぞれ「イスラム教徒の女性」として、「アメリカ人の女性」として、抑圧を感じるかもしれない。
- 54) 多文化主義がそもそも民族や人種あるいは宗教といった領域から強く展開されてきたという歴史、そして現在も多文化主義論におけるそれら一連の共同体/集団の位置づけが非常に重要視されているという事実は、個人と集団的アイデンティティとの関係がいかに深く無視しがたいものであるかを十分に物語っている。であるからこそ、多文化主義論はポストモダンの人間像(注12参照)をも、その射程に取り入れ、集団的アイデンティティのみに囚われる事を回避する必要があるのではないか。
- 55) Martha Minow, "Partial Justice: Law and Minorities", Austin Sarat & Thomas R. Kearns, "The Fate of Law", (The University of Michigan Press) pp. 15-77.
- 56) 具体例として、自文化あるいは自分のアイデンティティが依拠する文化へのアクセス権の保障や法定マイノリティ内での対内的規制の禁止、多文化主義促進のための国家機構に対する「承認」を求める申し立ての権利の保障や当該国家機構の設置そのものを憲法上で

規定するなど。